

第3章 障がい者福祉

第3章 障がい者福祉

第1節 障がい者福祉の動向

近年の社会保障制度改革のもとで、障がい者福祉行政も大きく変動し、障害福祉サービスについては「措置」から「契約」へと利用者の自己決定を尊重した支援費制度を経て、平成18年4月からは、全国どこでも一律のサービスが受給できるようになるなど、一元的にサービスを提供する、障害者自立支援法が施行されました。

平成23年8月に障害者基本法が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられました。平成25年4月には、障害者自立支援法が障害者総合支援法として改正施行され、平成28年4月には障害者差別解消法が施行されるなど、様々な制度改革が行われました。

また、平成28年6月には、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に関する支援の一層の充実を図るとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

こうしたなか、小平市では、「健康で快適・自由で自立した生活の実現」、「ともに生き、暮らし支えあう共生の地域づくり」の基本理念のもと、令和3年3月に策定した「小平市障がい者福祉計画」（令和3年度～8年度）に掲げる保健・医療・福祉・教育・社会参加・災害時の支援などの各施策を体系的に推進しています。

令和3年3月には、「第六期小平市障害福祉計画」及び「第二期小平市障害児福祉計画」（令和3年度～5年度）を一体の計画として策定し、多様化するニーズにきめ細かく対応できるよう必要なサービス基盤の整備を進めています。

また、次期の「第七期小平市障害福祉計画・第三期小平市障害児福祉計画」（令和6年度～8年度）策定のためのアンケート調査を実施しました。

第2節 障がい者福祉の現況

1 身体障がい者数

表1 身体障がい者数

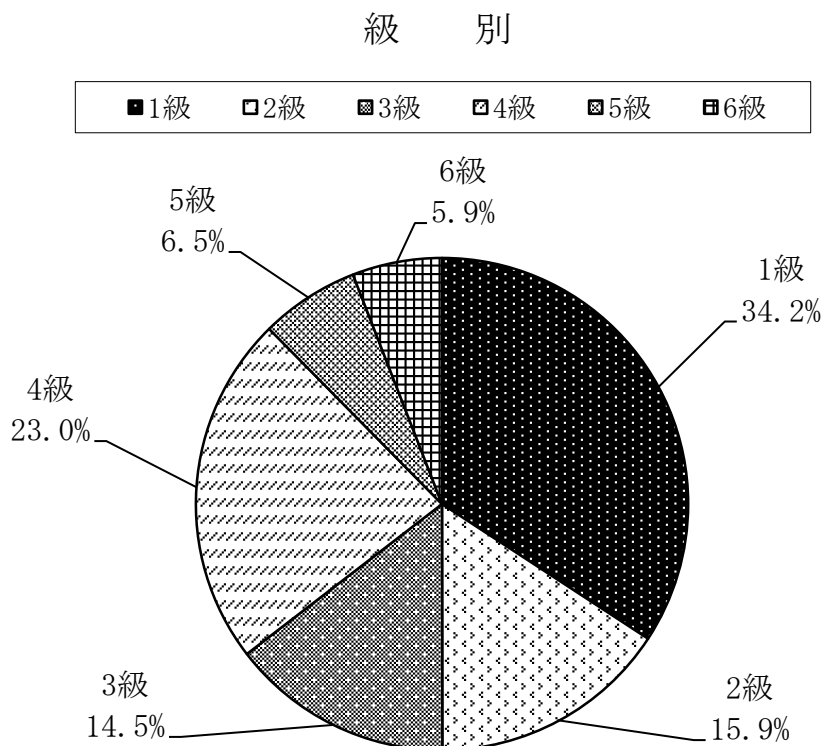
(令和5年3月31日)

障がい別 級別	視覚(人)		聴覚(人)		音声言語(人)		肢体(人)		内部(人)		合併(人)		計(人)	
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
1級	2	87	0	0	0	0	44	454	5	924	13	166	64	1,631
2級	0	95	10	99	0	0	21	485	0	18	4	49	35	746
3級	0	19	3	40	0	40	14	404	4	161	1	37	22	701
4級	1	25	2	104	0	18	6	553	4	409	0	19	13	1,128
5級	0	47	0	1	0	3	9	258	0	0	0	4	9	313
6級	0	14	2	160	0	0	3	112	0	0	0	1	5	287
計	3	287	17	404	0	61	97	2,266	13	1,512	18	276	148	4,806
総計	290		421		61		2,363		1,525		294		4,954	

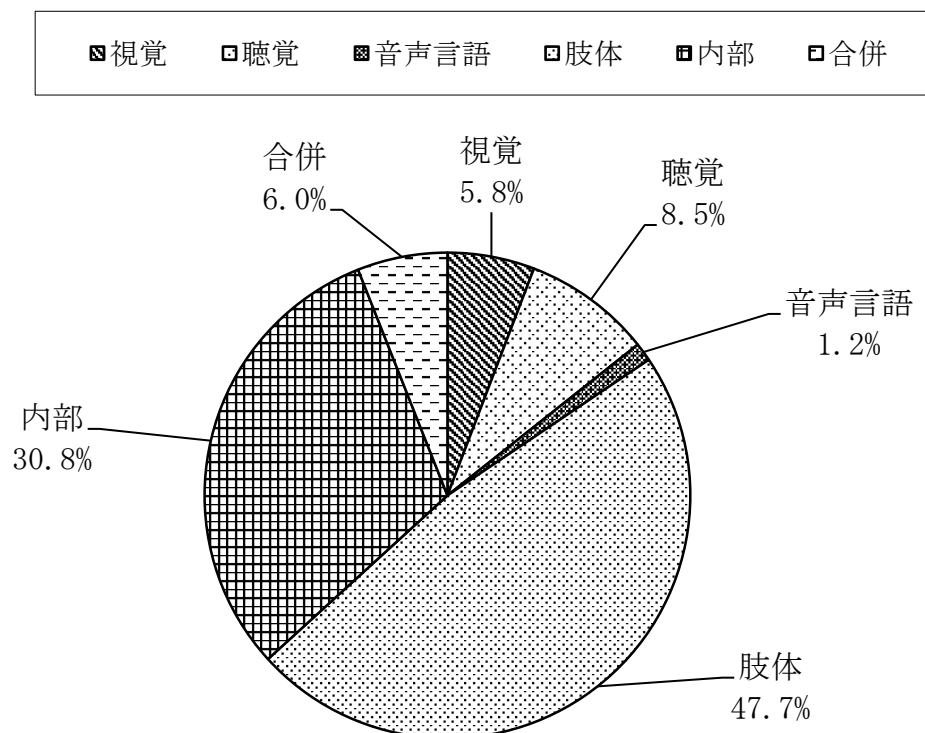
※小平市援護者を抽出

表1の「合併」とは、2つ以上の障がいを併せ持つ人です。

図1 身体障がい別分類 (令和5年3月31日)



障がい別



2 知的障がい者数

表2 知的障がい者数

(令和5年3月31日)

程度 年齢	最重度 (1度)	重 度 (2度)	中 度 (3度)	軽 度 (4度)	計
18歳未満	6人	101人	89人	222人	418人
18歳以上	73人	316人	240人	530人	1,159人
計	79人	417人	329人	752人	1,577人

※小平市援護者を抽出

3 精神障害者保健福祉手帳の交付件数 (障がい者支援課)

表3 交付状況

(件)

年 度	交付件数	内 訳		
		1 級	2 級	3 級
平成30年度	989	69	531	389
令和元年度	1,080	61	548	471
令和2年度	1,079	68	544	467
令和3年度	1,300	70	666	564
令和4年度	1,308	83	624	601

なお、精神障害者保健福祉手帳は、有効期限(2年)があるため、各年度の交付件数となっています。

4 心身障がい者数

表4 心身障がい者数の推移 (各年度末日)

障がい別	年度別	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
視	覚(人)	285	290	289	297	290
聴	覚(人)	405	412	412	415	421
音	声	54	56	62	63	61
肢	体(人)	2,445	2,461	2,435	2,387	2,363
内	部(人)	1,516	1,544	1,555	1,560	1,525
合	併障がい(人)	350	345	317	311	294
身	体障がい者計(人)	5,055	5,108	5,070	5,033	4,954
知	的障がい者(人)	1,431	1,472	1,520	1,538	1,577

※小平市援護者を抽出

第3節 障がい者の福祉施策

1 障害者福祉施設管理事業

たいよう福祉センター、あおぞら福祉センターにおいて、在宅の心身障がい者（児）の福祉増進のため、機能訓練、軽作業、日常生活訓練、各種相談等の事業を実施しています。運営及び管理については、小平市社会福祉協議会が指定管理者となり、2センターを管理しています。

(1) 主な事業

表5 (令和4年4月～令和5年3月)

事業	内容	たいよう福祉センター	あおぞら福祉センター
生活介護	常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事等の介護や、創作活動や生産活動等の機会を提供しています。	(定員 20 人) 241 日 延 3,062 人	(定員 45 人) 241 日 延 8,729 人
自立訓練 (機能訓練)	病気や事故等によって日常生活に支障がある人に、リハビリテーション、生活機能訓練等を行っています。		(定員 10 人) 241 日 延 359 人

児童発達支援	発達に遅れがある2歳から就学前までの子どもを対象に、機能訓練、言語訓練、音楽活動等を行っています。	(定員24人) 231日 延4,398人	
緊急一時保護	家族の疾病や冠婚葬祭等により、一時的に家庭での介護が受けられなくなった障がい者(児)を預かっています(宿泊を伴う)。事前に登録が必要です。	(定員2人) 0日	(定員2人) 0日
日中一時支援	家族の用事等で、一時的に家庭での介護が受けられなくなった人を預かっています(日帰り)。事前に登録が必要です。	(定員2人) 283件	(定員2人) 403件
言語相談及び訓練	ことばの発達に心配がある1歳半から15歳までの子どもを対象に、ことばに関する相談、訓練を行っています。	240日 延2,002人	237日 延2,507人
相談及び指導	福祉サービスの利用についての相談や、地域で生活していくために困っていることなどの相談に応じています。	児童 1,873件 成人 3,257件	児童 1,044件 成人 3,518件
発達支援相談	0歳から18歳未満のお子さんの発達にかかわる相談・支援を行っています。心理職による専門相談もあります。	総合相談 790件 専門相談 301件	
保育所等訪問支援	特別な支援が必要なお子さんが利用している保育所等を訪問し、楽しく集団生活が送れるように、相談・支援をしています。	7日	
保護者支援・研修・啓発	ペアレントプログラム及びペアレントメンター事業(※)の運営、研修・啓発活動等を行います。 ※ペアレントプログラム事業とは、子どもの発達について悩む保護者のために、子どもとのかかわり方を伝える手法であるペアレントプログラム講座を開催する事業です。ペアレントメンター事業は、発達障がいの子どもの育てた経験を持ち、発達障がいの知識や相談技術を身につけたペアレントメンターが、情報提供を行う親カフェ等を開催する事業です。	ペアレントプログラム講座(全3回2コース) 保護者 39人 支援者 24人 親カフェ 12回 発達障がい啓発講演会(全2回) 参加者 83人	

(2) その他の事業

① 情報提供、講座等の開催

(※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年度の講座等は中止しました。)

障がい者への情報提供や、生きがいのある生活の充実を図るための各種事業や地域市民に向けた講座の開催等を実施しています。

② 会議室等の利用

・たいよう福祉センター 会議室等を地域に開放しています。

(令和4年度実績 60団体 506人)

・あおぞら福祉センター ふれあいルーム、多目的ホールを地域に開放しています。

(令和4年度実績 38団体 268人)

③ 施設の見学

・たいよう福祉センター (令和4年度実績 個人56人・2団体)

・あおぞら福祉センター (令和4年度実績 個人0人・2団体)

2 自立支援給付等

(1) 介護給付・障害児通所給付 (障がい者支援課)

表6

(令和4年3月～令和5年2月)

事業	内容	令和4年度実績
居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつまたは食事の介護等居宅での援助サービスを行います。	37,179.75時間 196,082,016円
重度訪問介護	自宅における入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等の援助を総合的にを行います。	153,120.50時間 582,533,304円
行動援護	行動上著しい困難を伴う場合、危険を回避するために必要な援護や、外出時の移動支援を行います。	14,483.00時間 66,480,151円
同行援護	視覚障がいのため、移動が著しく困難な障がい者等の外出時に同行して視覚的情報の支援、排せつ、食事の介護などを行います。	7,979.00時間 23,291,405円
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	延べ利用日数 6,631日 113,138,707円
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	39人 148,266,661円
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	419人 1,196,006,753円

施設入所支援 (障害者支援施設での夜間ケア等)	施設に入所する人に、主として夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	108人	181,308,039円
計画相談等支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援を実施しています。	1,186人	54,021,101円
児童発達支援	就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。	256人	258,454,754円
医療型児童発達支援	肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行います。	5人	1,035,507円
放課後等デイサービス	授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の推進などの支援を行います。	396人	500,943,686円
保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与します。	23人	8,578,997円
居宅訪問型児童発達支援	外出が困難な重度の障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。	2人	880,922円
障害児相談支援	障がい児通所サービスの利用を希望する児童に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画を作成します。	390人	18,691,608円

(2) 訓練等給付（障がい者支援課）

表 7

(令和4年3月～令和5年2月)

事業	内容	令和4年度実績		
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	6人	2,814,655円	2施設
自立訓練（生活訓練）		34人	31,647,490円	21施設
宿泊型自立訓練		6人	6,127,758円	5施設
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	93人	113,857,628円	51施設
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	42人	60,058,962円	22施設
就労継続支援（B型）		554人	665,721,345円	100施設
就労定着支援	新たに雇用された事業所での就労の継続を図るため、事業主等との連絡調整、日常生活を行う上での課題に関する助言を行います。	58人	15,268,646円	32施設

共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助をします。	294人	897,736,207円	109施設
自立生活援助	定期的に利用者の住まいを訪ね、日常生活や体調管理等について必要な助言やサポートを行います。	6人	577,499円	3施設

(3) 自立支援医療 (障がい者支援課)

表 8

事業	内 容	令和 4 年度実績
更生医療	身体障がい者の障がいの程度を軽減し、または障がいを除去するために医療が必要な場合に、その医療費を公費で負担します。	入院 13 人、通院 126 人 給付件数 1,163 件 193,257,574 円
精神通院医療	精神障がいのため、通院による精神通院医療を継続的に必要とする場合に、原則として、保険と公費で通院医療費の 90%を負担します。	申請受理数 4,516 件

(4) 補装具費の支給 (購入・修理) (障がい者支援課)

表 9 購入・修理状況

(令和 4 年度)

補装具名	成 人				児 童				合 計			
	購 入		修 理		購 入		修 理		購 入		修 理	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
義 手	1	78,181	2	276,526	0	0	0	0	1	78,181	2	276,526
義 足	6	2,697,605	11	1,913,645	1	55,012	0	0	7	2,752,617	11	1,913,645
装具 (下肢)	44	3,065,960	12	103,541	92	5,609,874	18	300,547	136	8,675,834	30	404,088
装具 (靴型)	16	1,199,176	30	269,702	24	2,059,141	3	17,468	40	3,258,317	33	287,170
装具 (その他)	0	0	1	39,432	4	139,195	0	0	4	139,195	1	39,432
座位保持装置	4	1,721,271	14	810,672	16	8,241,783	25	1,604,253	20	9,963,054	39	2,414,925
視覚障害者安全つえ	7	38,274	0	0	2	11,133	0	0	9	49,407	0	0
眼 鏡	6	135,682	1	8,480	1	32,627	0	0	7	168,309	1	8,480
補 聴 器 (高度難聴用ポケット型)	2	103,709	0	0	0	0	0	0	2	103,709	0	0
補 聴 器 (高度難聴用耳かけ型)	36	1,986,608	5	79,881	4	213,082	2	17,172	40	2,199,690	7	97,053
補 聴 器 (重度難聴用耳かけ型)	17	1,301,166	11	240,310	6	298,362	8	64,634	23	1,599,528	19	304,944
補聴器 (その他)	6	718,910	1	30,433	17	2,732,012	0	0	23	3,450,922	1	30,433
車椅子 (普通型)	11	1,919,321	22	1,026,328	3	951,463	6	219,876	14	2,870,784	28	1,246,204
車椅子 (その他)	7	2,234,115	21	1,109,780	13	4,789,107	9	289,913	20	7,023,222	30	1,399,693

電動車椅子	9	6,045,938	52	4,539,298	4	2,785,304	4	102,298	13	8,831,242	56	4,641,596
座位保持椅子	0	0	0	0	4	308,287	0	0	4	308,287	0	0
起立保持具	0	0	0	0	0	0	3	47,961	0	0	3	47,961
歩行器	1	39,000	0	0	2	219,526	0	0	3	258,526	0	0
歩行補助つえ	1	15,264	0	0	0	0	0	0	1	15,264	0	0
重度障害者用 意思伝達装置	2	1,482,570	1	44,000	0	0	0	0	2	1,482,570	1	44,000
合計	176	24,782,750	184	10,492,028	193	28,445,908	78	2,664,122	369	53,228,658	262	13,156,150

令和4年度実績 66,384,808円 631件

3 地域生活支援事業等

(1) 相談支援事業

表10 身体障がい者相談状況（障がい者支援課）（令和4年度）

相談実人員	相談件数計	身体障害者手帳	更生医療	補装具	職業	在宅	施設	医療保健	生活	都営無料乗車券	民営バス乗車券	その他
1,901	3,803	670	40	656	0	108	0	0	0	546	167	1,616

表11 知的障がい者相談状況（障がい者支援課）（令和4年度）

相談実人員	相談件数計	施設		職親	職業	医療保健	生活	教育	在宅	愛の手帳	その他
		知的障害	その他								
178	184	17	0	0	0	0	0	0	18	11	138

表 1 2 精神保健福祉相談状況 (障がい者支援課)

(令和 4 年度)

	障害福祉サービス等に関する相談助言、あっせん調整		精神保健福祉相談 (一般相談)		合 計	
	相談者 実人数 (A)	相談者 延人数 (B)	相談者 実人数 (C)	相談者 延人数 (D)	相談者 実人数 (A+C)	相談者 延人数 (B+D)
来 所	105	176	85	163	190	339
電 話	61	151	128	485	189	636
訪 問	15	29	45	92	60	121
関係機関連絡	104	538	135	982	239	1,520
そ の 他	0	0	2	7	2	7
合 計	285	894	395	1,729	680	2,623

表 1 3 精神保健福祉相談状況 (地域生活支援センターあさやけ) (令和 4 年度)

	障害福祉サービス等に関する相談助言、あっせん調整		精神保健福祉相談 (一般相談)		合 計	
	相談者 実人数 (A)	相談者 延人数 (B)	相談者 実人数 (C)	相談者 延人数 (D)	相談者 実人数 (A+C)	相談者 延人数 (B+D)
来 所	309	1,037	195	1,959	504	2,996
電 話	236	1,076	232	7,603	468	8,679
訪 問	195	670	0	0	195	670
関係機関連絡	215	1,791	71	472	286	2,263
そ の 他	0	0	0	0	0	0
合 計	955	4,574	498	10,034	1,453	14,608

表 1 4 障がい者相談状況 (障がい者地域自立生活支援センターひびき) (令和 4 年度)

相 談 件 数 計	一 般 相 談	訪 問 相 談	関 係 機 関 連 絡	支 援 会 議
9,912	6,100	559	3,138	115

(2) 日常生活用具給付（障がい者支援課）

在宅の心身障がい者（児）に対し、日常生活を容易にするため、様々な生活用具を給付しています。令和4年度の給付状況は表15のとおりです。

表15 給付状況

(令和4年度)

種 目	成 人		児 童		合 計		
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	
介護・ 訓練支援用具	特殊寝台	12	1,780,080	2	293,040	14	2,073,120
	特殊マット	11	711,340	1	63,000	12	774,340
	特殊尿器	0	0	0	0	0	0
	入浴担架	2	117,700	3	143,550	5	261,250
	体位変換器	0	0	0	0	0	0
	移動用リフト	4	1,030,000	2	501,080	6	1,531,080
	訓練椅子	0	0	0	0	0	0
	浴槽（湯沸器含む）	2	100,400	0	0	2	100,400
自立生活 支援用具	入浴補助用具	9	462,120	1	90,000	10	552,120
	便器	0	0	0	0	0	0
	T字状・棒状のつえ	5	14,625	0	0	5	14,625
	歩行支援用具（移動・移乗支援用具）	7	295,200	0	0	7	295,200
	頭部保護帽	4	62,168	2	42,891	6	105,059
	特殊便器	2	199,100	0	0	2	199,100
	火災報知器	0	0	0	0	0	0
	自動消火装置	1	28,700	0	0	1	28,700
	電磁調理器	1	39,000	0	0	1	39,000
	音響案内装置	0	0	0	0	0	0
	聴覚障がい者用屋内信号装置	0	0	0	0	0	0
排泄管理 支援用具	ストマ用装具	2,898	26,171,800	10	79,730	2,908	26,251,530
	紙おむつ等	665	7,708,710	613	6,017,753	1,278	13,726,463
	収尿器	16	119,086	0	0	16	119,086
	埋込型人工鼻	30	651,420	0	0	30	651,420

在宅療養等支援用具	透析液加温器	1	50,000	0	0	1	50,000
	ネブライザー（吸入器）	4	128,957	1	32,400	5	161,357
	電気式たん吸引器	9	635,053	1	47,520	10	682,573
	動脈血中酸素飽和度測定器	1	32,780	0	0	1	32,780
	盲人用体温計（音声式）	0	0	0	0	0	0
	盲人用体重計	1	15,000	0	0	1	15,000
	音声血圧計	1	15,000	0	0	1	15,000
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	0	0	0	0	0	0
	情報・通信支援用具	4	331,240	1	89,100	5	420,340
	点字ディスプレイ	1	380,000	0	0	1	380,000
	点字器	0	0	0	0	0	0
	点字タイプライター	0	0	0	0	0	0
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	3	238,000	0	0	3	238,000
	視覚障がい者用活字文書読上装置	2	112,300	0	0	2	112,300
	視覚障がい者用拡大読書器	6	1,089,000	0	0	6	1,089,000
	盲人用時計	3	34,070	0	0	3	34,070
	聴覚障がい者用通信装置	6	150,070	0	0	6	150,070
	聴覚障がい者用情報受信装置	2	165,120	0	0	2	165,120
	人工喉頭	1	64,800	0	0	1	64,800
	フラッシュベル	0	0	0	0	0	0
	会議用会話拡聴器	0	0	0	0	0	0
	ガス安全システム	0	0	0	0	0	0
点字図書	1	4,800	0	0	1	4,800	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	5	892,514	4	800,000	9	1,692,514
	中規模改修	3	1,320,800	4	2,246,165	7	3,566,965
	屋内移動設備（機器本体）	0	0	2	1,883,600	2	1,883,600
	屋内移動設備（設置費）	0	0	2	706,000	2	706,000
合 計		3,723	45,150,953	649	13,035,829	4,372	58,186,782

(3) 在宅生活促進事業（障がい者支援課）

表 1 6

事業	内容	令和 4 年度実績
障害者訪問入浴サービス	重度心身障がい者に巡回入浴車を派遣し組立式浴そうにより居宅において入浴介助を行います。	29 人（延べ 1,047 人） 13,611,000 円
日中一時支援	自宅で介護できない時、日中、施設で、排せつ、食事等の介護を行います。	小平福祉園（委託） 実利用人数 8 人 229 回 613,192 円 他 4 カ所 実利用人数 13 人 86 回 325,468 円 （たいよう福祉センター、あおぞら福祉センターを除く）

(4) コミュニケーション支援（障がい者支援課）

表 1 7

事業	内容	令和 4 年度実績
手話通訳者・要約筆記者・コミュニケーション支援者派遣	聴覚障がい者・構音障がい者と聴者等との意思疎通を円滑にするため、手話通訳者・要約筆記者・コミュニケーション支援者を派遣しています。	・手話通訳者 延べ 611 回派遣 3,261,800 円 ・要約筆記者 延べ 22 回派遣 130,600 円 ・コミュニケーション支援者 延べ 2 回派遣 12,000 円
手話通訳者受付配置	聴覚障がい者の市役所での手続き等を円滑にするため健康福祉事務センターに手話通訳者を配置しています。	24 回
手話通訳者養成講習会	手話通訳者を養成するため講習会（中級・上級・通訳クラス）を行っています。	各クラス 35 回

(5) 移動支援事業（障がい者支援課）

表 1 8

事業	内容	令和 4 年度実績
移動支援	障がい者等が社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出による移動を支援します。	18,979 時間 51,854,165 円
障害者福祉施設等通所者送迎バス委託	たいよう福祉センター、あおぞら福祉センター及び緑成会整育園（委託事業）に通所している人の送迎を行っています。	バス 9 台 79,950,000 円

移動支援従業者養成研修の実施 1 回 受講者数 8 名

同行援護従業者養成研修の実施 1 回 受講者数 14 名

(6) 社会参加促進事業（障がい者支援課）

表 19

事業	内容	令和4年度実績
障がい者運動会	障がい者が積極的に外へ出る機会をつくり、健康の増進と親睦交流を深めるため実施しています。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
心身障害者運転免許取得費補助	心身障がい者が運転免許を取得する際に要する費用の一部を補助します。	0人 0円
身体障害者用自動車改造費補助	身体障がい者が就労等に伴い、本人が所有し、運転する自動車の改造（操向装置および駆動装置の一部）に要する費用 133,900 円を限度として補助します。	2人 267,800円
障がい者作品展	障がい者の創作活動を促すため、毎年、小平市役所ロビー及び中央公民館に障がい者の作品を展示しています。	小平市役所ロビー 12月6日～12月9日 中央公民館 11月30日～12月4日 出品者数 個人 2人（4点） 団体 22団体（214点） 入場者 438人

4 障がい者（児）の手当・医療費の助成

(1) 特別障害者手当支給（障がい者支援課）

昭和61年4月に創設された手当で、精神又は身体に最重度の障がいをもつため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給するものです。

表 20 支給状況

年度	区分	延人員（人）	月額（円）	金額（円）
平成30年度		2,957	26,940	79,599,440
令和元年度		3,216	27,200	87,178,360
令和2年度		3,340	27,350	91,068,450
令和3年度		3,404	27,350	92,990,000
令和4年度		3,532	27,300	96,453,300

(注) 月額 は年度末現在の支給月額を記載

(2) 経過的福祉手当支給（障がい者支援課）

福祉手当は昭和 61 年 3 月 31 日で廃止になりましたが、特別障害者手当や障害基礎年金を受給できない 20 歳以上の人には経過措置として引き続き福祉手当が支給されます。精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする人で昭和 61 年 3 月 31 日現在福祉手当を受給していた人が対象です。

表 2 1 支給状況

区分 年度	延人員（人）	月額（円）	金額（円）
平成 30 年度	62	14,650	907,460
令和元年度	39	14,790	575,690
令和 2 年度	31	14,880	460,740
令和 3 年度	18	14,880	267,840
令和 4 年度	12	14,850	178,260

(注) 月額は年度末現在の支給月額を記載

(3) 障害児福祉手当支給（障がい者支援課）

昭和 61 年 4 月に福祉手当が改正され、20 歳未満を対象とした障害児福祉手当に名称が変わりました。精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする児童に支給するものです。

表 2 2 支給状況

区分 年度	延人員（人）	月額（円）	金額（円）
平成 30 年度	1,028	14,650	15,046,900
令和元年度	978	14,790	14,441,800
令和 2 年度	1,037	14,880	15,414,900
令和 3 年度	1,061	14,880	15,787,680
令和 4 年度	1,022	14,850	15,181,950

(注) 月額は年度末現在の支給月額を記載

(4) 重度心身障害者（児）手当支給（障がい者支援課）

この制度は、心身に重度の障がいがあるため、常時複雑な介護を必要とする人に月額 60,000 円が都から直接支給されるものです。令和 4 年 12 月 1 日現在の支給者は 214 人です。

(5) 心身障害者福祉手当支給（障がい者支援課）

身体障害者手帳 1 級～4 級、愛の手帳 1 度～4 度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、指定難病又は特殊疾病で満 20 歳以上の人に対し支給するものです。

表 2 3 支給状況

区分 年度	身障手帳 1・2 級、 愛の手帳 1・2・3 度、 脳性麻痺、進行性筋萎縮症			身障手帳 3・4 級、 愛の手帳 4 度			指定難病又は特殊疾病		
	延人員 (人)	月 額 (円)	金 額 (円)	延人員 (人)	月 額 (円)	金 額 (円)	延人員 (人)	月 額 (円)	金 額 (円)
平成 30 年度	20,849	15,500 7,750	315,463,750	13,509	7,750 3,800	103,434,700	10,165	7,750 3,800	76,626,000
令和元年度	20,707	15,500 7,750	313,247,250	13,704	7,750 3,800	104,772,150	10,855	7,750 3,800	81,787,850
令和 2 年度	20,440	15,500 7,750	308,946,300	13,647	7,750 3,800	104,630,600	11,604	7,750 3,800	87,568,900
令和 3 年度	20,691	15,500 7,750	313,069,000	13,747	7,750 3,800	105,393,750	12,337	7,750 3,800	93,154,850
令和 4 年度	20,663	15,500 7,750	313,549,500	13,674	7,750 3,800	104,721,350	12,529	7,750 3,800	94,670,500

(注) 月額 は年度末現在の支給月額を記載

(6) 心身障害者医療費助成（障がい者支援課）

重度の心身障がい者の医療費の一部（健康保険証を使って窓口で支払うことになっている医療費の自己負担分）を助成するものです。なお、保険のきかないものについては助成されません。

(7) 小児精神病医療費助成（障がい者支援課）

小児精神病の入院医療に要する費用を軽減することにより、児童精神保健の向上及び児童福祉の増進に寄与することを目的とした制度です。

(令和 4 年度実績 申請数 3 件 うち新規 3 件 更新 0 件 再開 0 件)

5 交通費等の助成、割引

(1) 心身障がい者ガソリン費補助（障がい者支援課）

この事業は、心身障がい者（児）の足として使用する自動車のガソリン費のうち、これに含まれる税額相当分の費用を補助することにより、経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

(令和 4 年度実績 対象者数 1,916 人 553,009 円 29,862,486 円)

(2) 福祉タクシー利用料金補助（障がい者支援課）

この事業は、重度の心身障がい者（児）がタクシーを利用した時に、その料金の一部を補助するもので、タクシー会社 42 社（美玉交通・小平交通・三和交通多摩小平営業所・三幸交通・グリーンキャブ・東都タクシー無線・西武ハイヤー・ヤマト交通・日本交通立川・田無交通・三和交通多摩・京王自動車・銀星交通・東京都個人タクシー・多摩湖交通・トーショー交通・つくば観光交通・日個連東京都営業・バイユアセルフ・東京交通・飛鳥交通多摩・第2こだま・東日本介護タクシー・大和自動車交通立川・立川観光自動車・アイラス・新立川交通・しらゆり・Tama ケアタクシーネットワーク・武州交通・ピープル・多摩トランスケアサポート・あかしあ・つばさ福祉交通・はやぶさ・小平アットホームケアサービス・ライフケアタクシーHANA・府中観光交通・小金井交通・アイファースト・COUSIN・七彩の虹）と協定を結び実施しています。

（令和 4 年度実績 対象者数 2,285 人 使用枚数 162,012 枚 81,006,000 円
発行枚数 236,745 枚）

(3) 心身障害者有料道路通行料金割引（障がい者支援課）

身体障がい者又は重度障がい者であって、手帳所持者が自ら運転するか、又は重度の障がい者が乗車している場合、所定の手続きをとると有料道路の通行料金が 50%引きになります。

（令和 4 年度実績 申請件数 764 件）

(4) 都営交通無料乗車券発行（障がい者支援課）

身体障がい者、知的障がい者、生活保護者、児童扶養手当受給世帯員等に交付されます。

（令和 4 年度実績 発行枚数 892 枚）

(5) 精神障害者都営交通無料乗車券発行（障がい者支援課）

精神障害者保健福祉手帳保持者に交付されます。

（令和 4 年度実績 発行枚数 169 枚 うち新規 126 枚、継続 39 枚、再発行 3 枚、変更 1 枚）

(6) 心身障害者民営バス乗車割引証及び定期券割引購入申込書交付（障がい者支援課）

身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けた人は、民営バスの運賃が 50%引き、定期は 30%引きで利用できます。

（令和 4 年度実績 発行枚数は普通乗車券 184 枚）

(7) 福祉バス（リフト付）の運行（障がい者支援課）

この事業は、下肢・体幹機能障がい等により車椅子を使用しなければ歩行が困難な身体障がい者のために、リフト付自動車3台（おおぞら1号、2号、3号（1台当り7人乗））を運行して社会参加を促進し、福祉の向上を図っています。

（令和4年度実績 延べ利用者 1,640人 走行距離 9,720km 事業費 19,760,400円）

6 その他の事業

(1) 重度脳性麻痺者介護人派遣（障がい者支援課）

20歳以上の障害程度が1級の重度脳性麻痺者に介護人を派遣し、屋外活動への手引き、日常生活の援助等を行っています。なお、介護人は障がい者の推薦する人とし、介護日数に応じた手当を支給します。

（令和4年度実績 利用者6人 介護日数延べ744日 事業費4,880,640円）

(2) 心身障害者（児）通所訓練委託（障がい者支援課）

この事業は、重度の知的障がい者及び重度の肢体不自由が重複している人、並びに小学校就学前の心身障がい児の訓練、日常生活の指導及び療育等を緑成会整育園に委託しています。

（令和4年度定員 成人12人 児童7人 56,556,000円）

(3) 障害者就労支援（障がい者支援課）

心身障がい者（児）の就労を支援するため、就労・生活支援センターほっとを中心に障がい者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供することにより、障がい者の一般就労を促進し、障がい者の自立を支援しています。

- ・就労・生活支援センターほっと 登録者数 629人
- ・障害者就労支援事業 新規就労者数 32人
就労支援・生活支援実績延件数 8,245件
- ・市役所内職場実習 66回 実習者実人数 68人
- ・障がい者緑化推進事業

障がい者が公園や屋上などに植栽し緑を創出・保全することにより、CO₂の削減に貢献し、就労機会を拡大するものです。

令和4年度 3か所

・障がい者地域開拓・施設販売促進事業

市内障がい者施設等において作成・製造している製品の販売を市役所本庁舎において実施し、障がい者の就労支援及び市民に対する障がいや障がい者に対する理解促進と福祉の増進を図りました。また、地域開拓促進コーディネーターを配置し、就労希望者の開拓及び施設や企業等への働きかけを行いました。

販売回数：4回（日数：20日間） 実習者実人数 29人

(4) 重度身体障害者等救急通報システム（障がい者支援課）

ひとりぐらしの在宅重度身体障がい者等（18歳以上）が、病気、事故等の緊急事態におちいった場合に備え、通報装置を設置し、障がい者の安全を図っています。

（令和4年度実績 対象者4人 184,800円）

(5) 身体障害者福祉電話使用料補助（障がい者支援課）

外出困難な重度身体障がい者の事故の未然防止、孤独感の解消を図るため、貸与している福祉電話の使用料（基本料金と月600円までの通話料金）を補助しています。さらに昭和58年度より自己所有の電話についても市が補助しています。

（令和4年度実績 対象台数10台 うち市所有7台 自己所有3台 190,104円）

(6) 心身障害者（児）短期入所補助（障がい者支援課）

この事業は、障がい者（児）へのショートステイサービスの提供を維持するために、緑成会整育園及び桜町病院に補助するものです。

（令和4年度実績 5,269,250円）

(7) 福祉団体育成補助（障がい者支援課）

心身障がい者の団体に対し、運営費の一部を補助しています。令和4年度の対象は次の4団体です。

① 小平市身体障害者協会	補助金	162,000円
② 小平市聴力障害者協会	補助金	25,000円
③ 小平肢体不自由児者父母の会	補助金	128,000円
④ 小平手をつなぐ親の会	補助金	128,000円

(8) 市営プール無料利用券交付（障がい者支援課）

市営プール夏期開設期間中、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、及び付添い者に対して無料利用券を交付しています。

(9) 心身障害者扶養年金・心身障害者扶養共済制度（障がい者支援課）

この制度は、心身障がい者を扶養する保護者が死亡したときに残された障がい者に対して月額 30,000 円（特約付加入の場合は 40,000 円）の年金が都から直接支給されるものです。平成 18 年度で本制度は、廃止になりましたが、これまでの年金受給者は、引き続き年金を受給できます。また、平成 20 年 4 月 1 日より、東京都心身障害者扶養共済制度が新たに始まりました。この制度は心身障がい者を扶養する 保護者が死亡したときに残された障がい者に対して、月額 20,000 円（2 口加入の場合は、40,000 円）の年金が支給されるものです。令和 5 年 3 月 1 日現在の加入者は 18 人です。

(10) 障がい者のしおり発行（障がい者支援課）

障がい者が受けられる福祉制度の理解と活用を図るため、「障がい者のしおり」を作成し、障がい者に配布しています。

(11) 療育支援事業（白梅学園大学・障がい者支援課）

市内在住の発達障がい児の療育の促進とともに、発達障がいについての理解を深める活動を実施することを目的とします。

実施回数 全 90 回 延べ参加人数 930 人（児童・保護者等）

（他、学生・教員等延べ 526 人）

(12) 障がい者自立体験事業（障がい者支援課）

障がい者の自立促進のための一環として自己選択・自己決定を尊重した支援のもと、障がい者の特性や課題の克服に対し状況等にあった宿泊体験事業を実施し、日常生活を営む上で必要と思われる知識の習得や本人の意欲や向上心を高めることにより、障がい者の自立の一層の促進に資することを目的とします。

令和 4 年度は次のとおりです。

2 事業所 実施日数 計 78 日

(13) 入居支援・居住継続支援事業（障がい者支援課）

市内にある民間賃貸住宅への入居を支援することにより、住み慣れた地域に引き続き居住することを希望する障がい者に対し、地域において自立した生活を送るための環境を整備することを目的とします。

相談件数 90 件 入居保証料の助成 0 件

(14) ヘルプカード（障がい者支援課）

障がい者が災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるために携帯するカードで、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載しています。

(15) 障害者差別解消法の啓発（障がい者支援課）

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進するために、障害者差別解消法について啓発しています。

- ・啓発用ティッシュの配布

(16) 障がい事業所等業務継続支援事業（障がい者支援課）

新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰の影響を受ける中で、障がいサービスを提供している市内の障がい事業所等の業務継続を支援することを目的とします。

感染拡大防止対策補助金	支給件数	86件
省エネ機器買替・光熱水費等高騰臨時対策補助金	支給件数	179件
食材費高騰臨時対策補助金	支給件数	153件

(17) 在宅要介護者の受入体制整備事業（障がい者支援課）

在宅で障がい者を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合においても、介護が必要な障がい者が住み慣れた地域で生活の継続ができ、感染した家族等が安心して療養に専念できるよう受入体制を整備することにより、家庭内及び地域内の感染拡大を防止することを目的とします。

支援件数 2件

(18) 障がい施設等における感染症対策強化事業（障がい者支援課）

東京都で実施するPCR検査等の補助の対象外である障がい事業所等に対し、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、PCR検査等の費用を補助することを目的とします。

支給件数 3,515件

7 その他

前述した事業の他に、在宅の障がい者（児）の福祉の向上を図るため、次の事業の実施や制度のご案内等を行っています。

- ・ 障害基礎年金、特別障害給付金の請求手続き（保険年金課）
- ・ 生活福祉資金（小平市社会福祉協議会）
- ・ 保育園・幼稚園巡回相談事業（保育課）